

「与野評」刻書平瓶再考

和田 龍介

1. はじめに

表題の刻書平瓶は、須恵器平瓶の肩部に「与野評」で始まる6行の文字が線刻されたもので、古墳時代末の須恵器窯である那谷金比羅山窯跡群（第3次調査、1984年）から出土したものである。古代国郡里制の前身形態である「評」制の実在を表すものとして出土時から評判の高かった資料であるが、出土の翌年に調査概要にて釈文・実測図が公表されて以降、「与野評」のみが一人歩きをしている状況であった。この間、釈文の解釈などの研究が深化していないことを見ると、研究者の熟観察をあまり得ないままになっていたのではと予想される。

本資料は長く石川県立歴史博物館で展示に供されてきたが、平成27年の全面的なリニューアルに伴って石川県埋蔵文化財センターに里帰りしてきた。出土後約30年を経て、土器の接合や補強の劣化も見られたことから修復作業が行われ、筆者はその際に詳細に観察する機会を得た。その結果、報告書釈文についても一部見直す必要があるのではないかとの思いに至り、詳細に考察されてこなかった部分についても検討を加えて筆を起した次第である。

2. 小松市那谷金比羅山窯跡群と刻書平瓶の概要

那谷金比羅山窯跡群は、石川県小松市那谷町に所在する須恵器窯跡群である。小松市粟津町～加賀市分校町にかけて帶状に広がる低丘陵には、古墳時代後期～古代の須恵器窯跡群である「南加賀窯跡群」が展開し、本窯跡群はその一角をなすものである。南加賀窯跡群は本県最大級の須恵器窯跡群であり、6世紀初頭から10世紀前半まで操業が確認されている。那谷金比羅山窯跡群は南群（動川流域地区）に属する（第1図）。

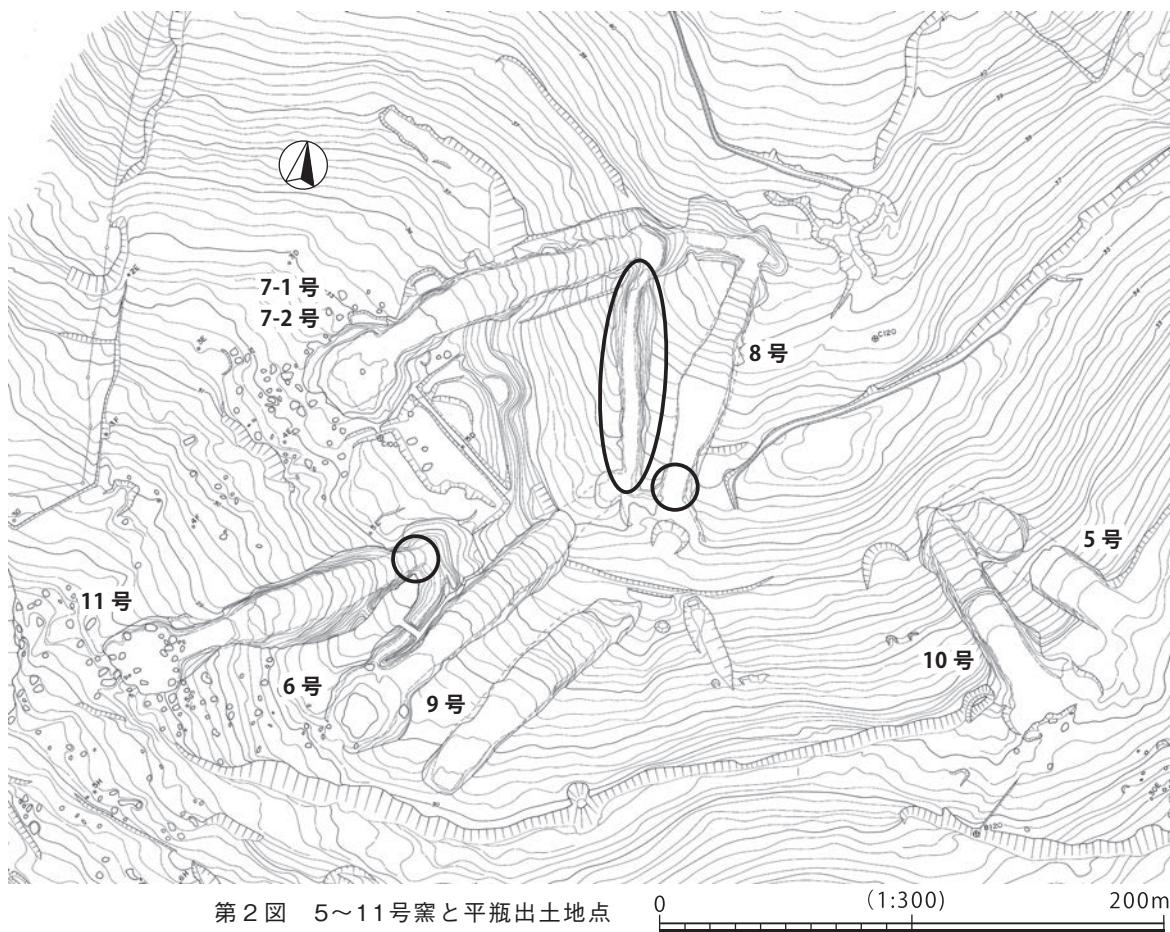
本窯跡群は昭和57年度～59年度に、石川県立埋蔵文化財センターによって発掘調査が実施され、通称「金比羅山」の南側一帯に、6世紀末～7世紀後半に操業した計12基（内2基は築造途中で放棄）の窯体を確認した。当地を含む南加賀地域の広域編年（三湖台編年）を確立した望月精司は、南加賀窯跡群では7世紀代に大規模な須恵器生産の再編が行われたとし、那谷金比羅山窯跡をその嚆矢として、最も古い1号窯を飛鳥編年Ⅰ期併行、田嶋明人編年（以下「田嶋編年」）Ⅰ期古段階に位置づけている。須恵器窯が操業を終えた後には墓域として用いられたようで、北陸では唯一の事例となる横口式石槨を埋葬施設に用いた那谷金比羅山古墳が築造される。古墳の年代観は7世紀末～8世紀初頭（田嶋Ⅱ3期、飛鳥V期併行）とされている。付近一帯は奥津城として認識されていたようで、6世紀末～7世紀末の法王山横穴墓群、栄谷丸山横穴墓群などが営まれる。本古墳の被葬者像は明らかでないが、畿内にルーツを持つ横口式石槨を採用していることや、古墳の造営そのものが稀な時期に築造されていることなどから「七世紀に畿内から江沼に来た氏族の後裔であり、（中略）冠位は五位程度の中級官人層」¹、「江沼評設置を前提とする7世紀前半代の移民主体集落の形成、手工業生産再編を主導した人物」²と推定されている。いずれにせよ、本窯跡群の建窯・運営を主導した人物であることに疑いない。その人物が江沼評造であるかは議論が分かれようが、『常陸国風土記』に見える建評申請者（いわゆる「立郡人」）が二名あり、一名は国造氏以外の例が見られることからあながち可能性がないとは言えないだろう。

刻書平瓶は、検出された窯体ないし灰原などの遺構につくものではなく、「8号窯焚口埋土（流込土）を中心に、7-1号窯の溝状遺構流込土、11号窯煙道部埋土（流込土）から出土した約10片の破片を接



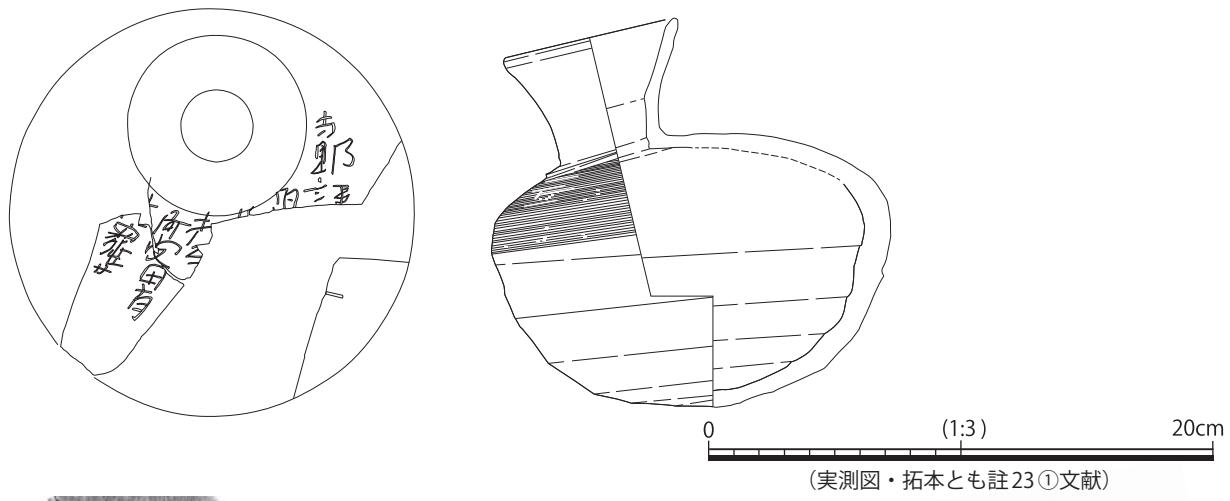
第1図 遺跡の位置と南加賀窯跡群の分布

0 (1:50,000) 2,000m

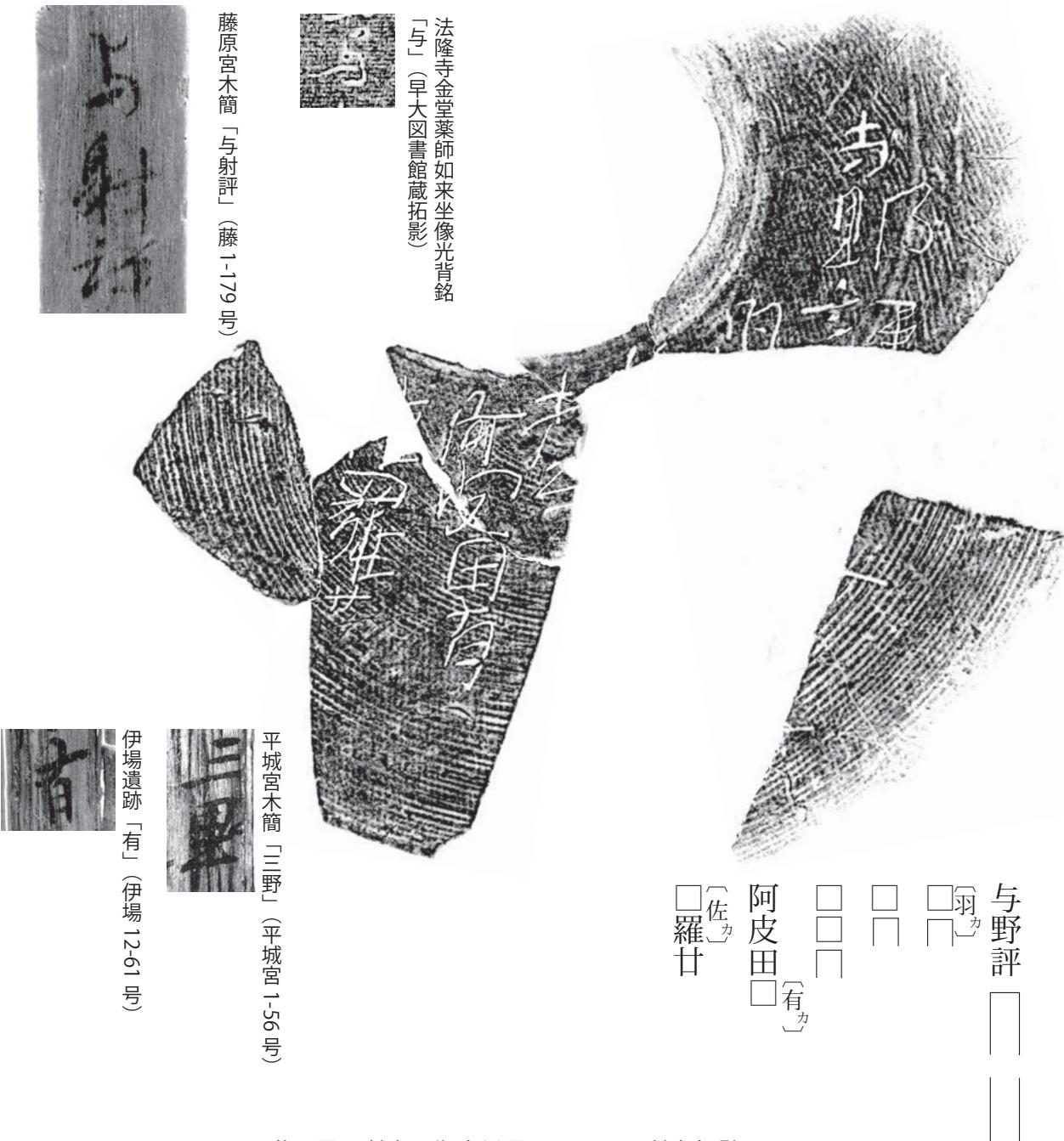


第2図 5~11号窯と平瓶出土地点

0 (1:300) 200m



(実測図・拓本とも註23①文献)



第3図 刻書平瓶実測図($S=1/3$)と刻書拓影($S=1/1$)

合しており、焼成した窯は判然としない」とある³。焼成後何らかの意図で使用されてから廃棄されたものと理解できる。第2図は第3次調査の5号～11号窯の平面図に8号窯焚口・7-1号窯構造遺構・11号窯煙道をプロットしたものである。廃棄の時期は、3基中最も新しい窯である8号窯の廃絶後(田嶋編年II1期)をさほど下らない時期に求められよう。器種は須恵器の平瓶で、底部に丸みを持つ半球胴型の体部に小さめの注口がつく。把手はない。体部下半には回転ヘラ削りを残し、上半はカキメ調整が施される。焼き歪みのない焼成良好品である。当須恵器の編年観については、「概要」では「7世紀中葉頃」とし、報告書では窯体や灰原等、窯についていなかったためか言及を避けている⁴。北野博司⁵は、田嶋編年古代II期以降では見られない特徴を持つことからI2期に位置づけ、飛鳥II期併行とする。望月精司は前出の三湖台編年において、2A期の曆年代根拠資料として当須恵器をあげている。2A期は古代I2期に相当することから、古代I2期に本平瓶を位置づける点は変わらない。歴年代については、北野・望月とも「評」字から650年を定点とする時期(7世紀中頃)と見ているため、刻書を抜きに型式学的に位置づけた場合⁶、北野は飛鳥II期に、望月は後続する2B期を陶邑TK217号窯(7世紀第3四半期)に対比することから、本稿では「7世紀第2～3四半期に型式的に位置づけられる」平瓶としておきたい。

3. 刻書の検討

刻書は、平瓶の肩部の注口の無い部分に6行に渡って刻まれる、1行目が2字ほど高く、注口の右隣で始まるが2行目以降は注口を軸に、時計回りに刻まれている。図等で見るよりもはるかに小さく、細いものというのが第一印象であった。極めて先端を鋭利にしたヘラ状の工具で焼成前の、刻線の両脇や端部に盛り上がる粘土を観察すると生乾きに近いタイミングで刻まれていることがわかる。残念なことに刻字の半分ほどが破片として失われており、全体の文意をとることは困難である。

釈文は調査概要(以下「概要」)で示されたものと、発掘調査報告書(以下「報告」)で改められたものの2つがある。結論から先に言うと、私案は基本的に「報告」の提示した釈文とほぼ異同はなく(字の欠損に伴う記号表記は改めたが)、解釈において字の推定を補ったに過ぎない。はじめに私案を示し、両者と対比させながら検討を進めて生きたい。釈読表記は木簡学会型式に準じた。

〔1行目〕与野評□□と釈読する。「概要」では箱入りの「与」であったが、「報告」では読み切っている。「与」は1・2画目が「ト」でなく「十」となって1画目が2画目を突き出す形となっており、筆順は縦→横である。線刻では誤って突き抜けたというよりは、確信的に「十」とする。おそらくここが「与」の字体と合わないことから「概要」では□に字を入れたものと推察される。「木簡画像データベース」⁷等字書類ではいずれも横画が突き出たものはないが、3画目以降は「与」に通有の体である(同時代資料として、第3図法隆寺金堂薬師如来坐像光背銘⁸、藤原宮木簡⁹参照)。他に相当する字画の漢字も見当たらず、文意からもここでは「与」としておきたい。2字目「野」は一見して採りづらいが、旁が「予」でなくオオザトのような形状となるのは木簡でよく見られ、偏の「里」をこのように崩すのは平城宮木簡¹⁰に類例がある。3字目は下半部を欠損するが、偏は「言」に、旁は「平」を認めることができ、「評」と読める。以下は欠損しているが、下方に横画の残画が2箇所確認でき、スペースから2～3字は続いていたものと推定される。

〔2行目〕□〔羽か〕□と釈読する。1字目の上半部を残し以下は欠損。報告書・概要ともに□〔須か〕とする。1・2画目の点は左上→右下に筆が進められており、須であれば筆が逆となる。「須」と採るのは難しく、「羽」のような字画の文字が想定されるが読み切れない。以下、文字が続くことが予想されるが、3行目ともに下が大きく欠損しており不明である。

〔3行目〕□□とする。右上→左下に続く斜画が2本確認されたが以下は不明。

〔4行目〕□□□とする。2字目までが認められるが2字とも字の右半部を欠損しており、判読できない。

〔5行目〕阿皮田□〔有か〕と釈読する。すべての字がのこる唯一の行である。「概要」では「阿□波田有」と釈読し、「報告」で「阿皮田□〔有か〕」と変更された。1字目は「阿」字のコザトが旁にくつてしまっているが、このような字体は木簡にも見ることができる。「何」字の可能性も検討したが、「阿」字としておきたい。2字目は土器の割れ口にあたり字画を取るのが難しい箇所であったが、修復のために割れを外して再接合したところ、改めて報告書のとおり「皮」とするのが妥当であるとの結論に至った。3字目は「田」で疑いない。4字目は「有か」とする。1画目の払いが弱いこと、書き順が横画→払いの順になっていることを除けば「有」字である蓋然性は高い。また静岡県伊場遺跡第61号木簡¹¹「若倭部小刀自女病有依（符籙）」から字画的には「有」とするのが妥当であるが、文意が不明なことと後述する解釈の点から「百」の可能性を提示しておきたい。他に「直」と読み氏族名とみる解釈もある。その根拠は、「概要」で4字目の下に残画を取っており、これを「直」字の最終画と取ったことによるものだろう。改めて確認したところ字の刻みと比較すると浅く、もともとが後代に起因する傷である可能性が高いことから残画としない「報告」を妥当としたい。

〔6行目〕□〔佐か〕羅廿と釈読する。3文字が確認できる。1字目は□として「佐」字を推定する。残画に右斜め上→左斜め下に入る筆があり、佐とはとれない可能性もあるが、推定で補っておきたい。2字目はかなり崩れてしまっているが、「羅」字でよからう。3字目は「概要」では「女」と取る¹²が、「報告」では「廿」に修正する。ヘラ運びを見ると、1画目が「く」にならず筆はそのまま下方に流れていることが確認でき、「廿」ととった方が妥当である。

以上をまとめると、筆者の釈文案は第3図のとおりである。

4. 内容の検討

出土当時、本平瓶を貴重ならしめたのは、①「与野評」という、後の郡名に連なる地名が出土文字資料として現れたこと、②評制施行の実年代に迫ることができる資料であったこと、の2点に尽きると思われる。しかし前述したように、地域史等において評制の実態を示す資料として紹介されながらも、刻書そのものについて研究は全く深められていないと言ってよい。土器研究者によって積極的に7世紀中頃の標識資料として用いられながら、肝心の暦年代を担保する刻書そのものについては等閑視されていたわけである。例えば7世紀代の文字資料は1970年代以降著しく増大したが、出土のほとんどは宮都とその周辺に限定されている。奈良文化財研究所が集成した評制下の荷札木簡¹³では、339点中実に326点が宮都地域（飛鳥・藤原、難波）で占められており、奈良・平安期以上の偏在ぶりである。それほど、7世紀代の文字資料は地方にとって存在が大きいはずであるが、本平瓶だけではなく、石川県下の7世紀代文字資料はほとんど注目されてこなかったといえる。

「与野評」を記紀や延喜式等に見える当地の地名である「江沼¹⁴・江渟¹⁵（エヌ、エヌマ）」に比定することについては、今回改めて学史を漁ったところ言及された研究が少ない。「概要」で「後の江沼郡と関連する可能性が高いものと考えられる。（中略）与野→江沼と関連づけが許されるならば…」と仮説が提示された後は、『日本歴史地名大系』¹⁶（平凡社）、『古代地名大辞典』¹⁷（角川書店）等の、地名辞典の類で紹介されているのみであった。管見の限りで明確に本刻書と江沼を結びつけ論じたのは櫛木謙周¹⁸で、『釈日本紀』の引用する『上宮記』逸文（男大迹天皇（繼体天皇）出自系譜）に見える「余奴」が「与野」と同訓であり、古代の中部方言として「オ列乙類とエ列乙類の区別が明瞭さ

を欠いていた」ことから「エヌ」を「ヨヌ」と記すことは十分にありうる」とした。また本逸文に詳細な史料批判を加えた黛弘道は「余奴」を「ヨヌ、ヨノ」と訓じ、江沼臣のこととし、逸文が推古朝期に遡りうる内容・表記を持つものとした¹⁹。名古屋市博本『和名類聚抄』では江沼を「エヌ」「ヨ子」と訓じ、時代ははるかに下るが『蔭涼軒日録』文明18年（1486）11月3日条に「米郡」と見える。加賀市松山C遺跡から多量に出土した9世紀代の「米」墨書土器²⁰も報告書が指摘するように「江沼」の別表記ととらえることができ、在地でエとヨの通用していたことを示唆する一資料であろう。記紀以降の「エヌ、エヌマ」よりも「ヨヌ・ヨノ」の方が古訓である可能性がうかがえ、「江沼」字を充てられて以降も「ヨノ・ヨヌ」の訓が残っていたのであろう。

「評」については、出土時点で郡評論争はほぼ決着がついており、藤原宮木簡で「評」実態説が証明されて以降は、具体的に評制の施行をいつに求めるかについて議論が移っている。本刻書平瓶の価値は評制の施行時期について語ることができる資料ということになろう。今ここで評制について詳しく述べる能力は筆者にはないが、鎌田元一の説いた「基本的に孝徳朝における全面的な建評を認め」るのがほぼ定説となっていると理解する²¹。鎌田は『常陸國風土記』や他書に引く立評記事の分析をとおし、大化5年（649）に全国規模で評が成立したと主張した。本平瓶の定点を7世紀中頃に置く根拠はこの大化5年全面建評説に拠っており、須恵器の編年観から見ても、遅くとも7世紀第3四半期までには国造のクニが評へ移行する「国造系コホリ」が実態として成立していたことを裏付ける資料である。石神遺跡出土木簡「乙丑年十二月三野国ム下評」（665年）と並んで評制の最古級の出土資料として評価できよう。門脇禎二は本平瓶を積極的に位置づけ、評制が「大化革新」以前に、越の特定地域にも実施されていた可能性」を指摘する²²。門脇はその前提として、①本平瓶が7世紀第2四半期の土器として編年されていること、②欽明紀31年四月乙酉条に見えるような、江沼臣とヤマト政権・蘇我氏との深い関わりをあげ、中央政府と現地首長との密接な関係をはじめ条件の整った地域から評制が施行されていったとする。しかし平瓶そのものは大化前代を担保するものではなく、文献史学からも、評制の施行は大化5年を起点とするか5年にこだわらず漸次施行されたかの2説にほぼ収斂されており、門脇説はやや行きすぎた嫌いがあろう。さて、7世紀代に遡りうる「評」出土資料は、木簡を除くと須恵器刻書7点、瓦刻書2点、同墨書1点である（表²³）。その傾向を見ると、記される評名と出土地が一致しないものや瓦といった収取体制をうかがわせるものが目立つ。また、ヘラ書きで記されるものがほとんどで、ヘラ書きされるということは、作成時点（焼成前）に、須恵

	遺跡名	遺跡の性格	器種	釈文	令制郡名	記載方法	時期	備考
①	那谷金比羅山窯跡群	須恵器窯跡	須恵器平瓶	与野評〔 〕 □〔須加〕× □× □□× 阿皮田□〔有加〕 □羅廿	加賀国江沼郡	ヘラ書き	7世紀中頃	本報告資料
②	久米高畠遺跡	久米評銘	須恵器中壺	久米評	伊予国久米郡	ヘラ書き	不明	第7次調査
③	出土地不明		須恵器台付細頸壺	馬評	伊予国宇麻郡力	ヘラ書き	7世紀中頃	岡山県立博物館蔵
④	植松・池尻遺跡	碓氷郡家ないし野後駅家	須恵器有台壺蓋	評		ヘラ書き	7世紀第3四半期	
⑤	石神遺跡	官衙連施設か	須恵器平瓶	三野國加々ム評〔 〕 美濃國各務郡	ヘラ書き	7世紀		第11次調査
⑥	藤原京跡	藤原京左京六・七条二坊	須恵器有台壺蓋	大鳥評	河内国大鳥郡	ヘラ書き	飛鳥IV (670~690)	
⑦	瀧前F遺跡		須恵器円面壺	評首		ヘラ書き	7世紀後半	(新聞報道資料)
⑧	影向寺遺跡	橘樹評銘付属寺院か	平瓦	无謝志国荘原評	武藏国荘原郡	ヘラ書き	影向寺変遷2期 (7世紀後葉~8世紀初頭)	橘樹官衙遺跡群
⑨	鳥坂寺跡	古代寺院	平瓦	志母乃五十戸 玉造マ飛鳥評	河内国安宿郡	ヘラ書き	7世紀末	
⑩	藤原宮跡	藤原宮大極殿北方	丸瓦	□〔前加〕玉評 大里評	武藏国埼玉郡 大里郡力	墨書	7世紀代	第20次調査

表 「評」出土資料（木簡を除く）

器なり瓦の用途が限定されることであり、その意味において墨書行為とは分けて考えられなければならないだろう。收取物はまさに、その用途のために制作されるものであるから、ヘラ書きがほとんどを占めるのは不思議なことではない。刻書される器種はばらばらであるが、貢納される須恵器の内、代表的な器種に貢納元を刻書したと考えるべきであろう。

では、本平瓶はその中で理解されうるものなのか、異なる意図の元に刻書されたかを考えてみたい。まず窯跡という出土地の性格から、貢納品として当地に納められたものである可能性は低く、出土状況から貢納予定品であった可能性もまた低いと言えよう。本平瓶のように刻書される評名と出土地が一致するのは②「久米評」須恵器が見えるが、久米高畠遺跡は伊予国久米評衙比定地であることから、貢納先の地名を刻んだ可能性があり、これも貢納にかかる刻書と考えるべきである。「報告」ではその性格まで踏み込んでいないが、「概要」では、出土状態などから「生産活動にかかる祭祀行為に使用された」ものと推定し、その後伊藤雅文²⁴や望月精司²⁵も同様に、南加賀窯跡群の動態と平瓶を積極的に位置づける。筆者は平瓶が多分に祭祀的な器種²⁶であり、出土状況から破片にして撒き散らした状況もうかがえることから、伊藤や望月と同じく儀礼的行為に用いられたと理解する。以上のような前提で釈文を解釈すると、1行目は与野評+五十戸（サト）名ないし人名が入ることが予想される。その場合、下部の残画の横棒を「十」二画目ととらえるのは行きすぎであろうか。

「与野評」とならび、「阿皮田」をどう解釈するのかが本刻書のもうひとつの鍵となろう。訓は「アヒタ」か「アハタ」のいずれかであろうが、「皮」を「ハ」とすることについては近年の「歌木簡」²⁷に見える「奈尔皮ツ」（なにはつ、石神遺跡・藤原宮）、「皮留久佐」（はるくさ、前期難波宮）のごとくであり、いずれも7世紀代のものである点も見逃せない。さて「アハタ」としたとき、「粟田（アワタ）」という地名ないしウヂ名が想定できる。地名とみた場合、粟田という地名は旧江沼郡域には残っていない。野々市市に粟田の地名が見えるが、郡域も異なりまた離れすぎていることから考えにくい。遺跡の北側に「粟津」という地名が残るが、周縁に「符津」などの地名もあることからタ→ツに転化したとは考えにくい。「アワタノツ」→「アワツ」とも考えられなくもないが、牽強付会に過ぎるかもしれない、可能性の提示にとどめておきたい。ウヂ名とした場合、渡来系氏族とされる粟田忌寸・粟田直か・和珥氏の同族氏族である粟田朝臣があげられ、いずれも畿内に分布する氏族である。またそれらの部民であろう粟田部は若狭国三方郡域に分布していることが荷札木簡から読み取れるが、加賀国域には見られない。どちらとも決めがたいが、逆にどちらにとっても「有」以下の語の解釈に難を残し、現段階では保留としておきたい。

2～5行目は文意がとれず、そもそも一行完結（列記）なのか文章なのかも判然としない。刻書が平瓶の肩部にのみ刻まれ、かつ1～2字ほどの余白を残して行が変えられていることから一行完結、つまりリストのように列記した可能性がある。また6行目に見える「廿」が数量を示すと理解すると、その上の「佐羅」は物品名であると推定され、平城宮墨書土器や正倉院文書中に見える食器名である「佐良」と音通することから、5行目を同様に物品名+数量と理解²⁸し、最終字を「百」と推定する。このようにとらえることが可能であれば、刻書は儀礼行為に伴う供献物のリスト（平瓶そのものも供献物として理解できる）として製作され、用いられたものと理解しておきたい。

4. おわりに

本資料については、日本海文化研究所（富山市）の顧問を務められた門脇禎二氏により「今なお心残りで気に懸かっている一つの資料があります。（中略）何よりもわたくしは「与野評」へら書き須恵器片が、今日に至るその資料価値も、たとえば上記したような歴史的意義付けをめぐるような考

察を経ないで放置されたままのが残念なのである。」と半ば叱責にも似た一文²⁹をいただいている。発掘調査より31年、そしてこのお言葉をいただいてから8年もの歳月が流れてしまっている。その間にも7世紀代の出土文字資料は増え続け、今となっては本須恵器の資料的価値もさほどないのかもしれない。遅きに失した感のある拙論ではあるが、これを期に7世紀代をめぐる北陸地域の議論の一助となり、門脇先生の宿題にお答えできればと考える。諸賢の検討を俟ち、擲筆することとした。本稿を成すにあたり、本資料の観察に誘いをいただいた石川県教育委員会文化財課の伊藤雅文氏、那谷金比羅山窯跡須恵器について教示を得た当センターの川畠誠氏、釈文の検討に助言をいただいた明治大学吉村武彦教授を始めとする明治大学古代学研究所の墨書土器データベースプロジェクトチームの諸氏に謝意を表したい。

[註]

- 1 伊藤雅文2008「北陸の横口式石槨」 同『古墳時代の王権と地域社会』第5章第3節。
- 2 望月精司2005「古代の江沼を考える」『石川考古学研究会誌』48号
- 3 破片を実見したところある程度接合が進んだ状態から注記が行われたようで、どの地点から主体的に出土していたかを検証することはできなかった。
- 4 報告した川畠誠は、窯体につかず、かつ変遷を追いにくい器種であることを断りつつ、10号窯併行段階に位置づけられるのではないか、としている。
- 5 北野博司1992「蝦夷穴古墳出土土器の編年的位置」蝦夷穴古墳国際シンポジウム実行委員会『蝦夷穴古墳国際シンポジウム「古代能登と東アジア』
- 6 北野、望月ともに立評を孝徳朝期の齊一的な実施と理解し、この刻書平瓶の実年代を7世紀中頃と見る。本稿では、土器の型式学的に7世紀中頃とみて可能かという立場上、「評」字をもって7世紀中頃とする見方については留保しておきたい。後述するように、文献史学の立場からは鎌田元一・森公章氏等の論から現在では孝徳朝期の全国一齊立評が有力な説となりつつあり、両氏の年代観を否定するものではない。また本刻書平瓶を紹介する際、江沼臣（江沼国造）と当時の畿内王権との密接なつながりを示唆する（立評が他地域に比べ早かった）事例として挙げられることがあるが、現時点では立評の時期を示す考古学的資料としては最も古い時期に属する資料としてみるべきであろう。
- 7 奈良文化財研究所2009『木簡画像データベース。木簡字典』
- 8 早稲田大学図書館 古典籍総合データベース「法隆寺金堂金銅薬師如来坐像光背銘」画像（使用許諾17-231号）
- 9 木簡学会編1990『日本古代木簡選』
- 10 奈良文化財研究所2006『評制下荷札木簡集成』
- 11 浜松市教育委員会2008『伊場遺跡総括編（文字資料・時代別総括）』
- 12 おそらく人名「佐羅女（さらめ）」を意識して「女」としたのであろう。
- 13 註10文献
- 14 和銅6年の地名表記公定以降、公文書等に見える記載はすべて「江沼」で統一されている。例えば「越前国江沼郡山城郷計帳」や秋田城出土の死亡帳断簡（第16号漆紙文書）など。
- 15 『日本書紀』欽明天皇31年四月乙酉条、また『古事記』孝元天皇条に「江野財臣」が見える。
- 16 平凡社1991『日本歴史地名大系第17巻 石川県の地名』
- 17 角川文化振興財団1999『古代地名大辞典』
- 18 櫛木謙周1992「第4章第1節 律令制地方支配の成立」『福井県史 通史編I 原始・古代』福井県
- 19 黒川道弘1966「繼体天皇の系譜について」『学習院史学』五、1972「繼体天皇の系譜についての再考」坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集 上巻』
- 20 『財石川県埋蔵文化財センター2001『加賀市松山C遺跡』』。本報告では、遺跡地を「江沼郡関係の官衙もしくは、江沼臣氏の居宅」と推定する。
- 21 鎌田元一1977「評の成立と国造」『日本史研究』176号。評制の研究史と問題点については、山尾幸久1991「評の研究史と問題点」『日本史研究』341号が的確に整理する。最新の評制の一般的な評価は市大樹2014「大化革新と改革の実像」『岩波講座日本歴史 第2巻』が手堅く論述する。近年鎌田の説く大化5年全国建評説に依拠しながらも、大化2~3年前後の先行建評の存在を指摘する研究もある。須原祥二「評制施行の時期をめぐって」同『古代地方制度形成過程の研究』第2部第2章。
- 22 門脇禎二2006「祝、富山市日本海文化研究所設立20周年－心残りな一資料－」『富山市日本海文化研究所報』第37号

- 23 所取文献は次のとおり。評制下木簡の分析については註10文献が詳細に論じており、そちらを参照されたい。
- ①石川県立埋蔵文化財センター 1989『那谷金比羅山古墳 那谷金比羅山窯跡』
 - ②松山市教育委員会 2009『久米高畠遺跡 1次・7次調査 政府の発掘調査2』
 - ③伊藤純 1983『岡山県立博物館蔵の須恵器銘「馬評」について』『古代文化』35巻2号
 - ④安中市埋蔵文化財発掘調査団 2005『植松・池尻遺跡-店舗建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-』
 - ⑤奈良国立文化財研究所 1993『飛鳥・藤原宮発掘調査概報23』
 - ⑥奈良文化財研究所 2001『奈良文化財研究所紀要2001』
 - ⑧川崎市教育委員会 2014『神奈川県川崎市 橋樹官衙遺跡群の調査-橋樹郡衙跡・影向寺遺跡総括報告書〔古代編〕-』
 - ⑨柏原市教育委員会 2011『鳥坂寺跡発掘調査報告書』
 - ⑩奈良国立文化財研究所 1978『飛鳥・藤原宮発掘調査概報8』

24 註1文献。伊藤は金比羅山が窯→古墳に変わる流れの中で行われた、窯生産途絶のための祭祀行為に伴うものととらえている。5・6行目を「阿波田直佐羅女」と読んで人名と解釈し、畿内に多く分布する粟田直氏が須恵器生産を担っていた可能性を指摘しているが、直と取ることは難しいことは前記したとおりである。なお本平瓶の詳細観察には伊藤も参加しており、氏も直と取り難いことについては賛意を示している。

25 註2文献。

26 望月精司の教示による。望月によれば平瓶は酒器としての性格が濃厚であり、提瓶から形態変化するこの時期の最新的な器種で、特別な意味合いがあるとする。

27 栄原永遠男 2008「歌木簡の実態とその機能」『木簡研究』第30号

28「有」ないし「百」いずれをとっても、「阿皮田」が何を指すのか不明であり、筆者に定見がない。阿皮田□を人名とみて「佐羅廿」の貢納者とみる余地はなお残っている。

29 註22文献